

公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表

令和6年10月1日
大仙市告示第153号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条第1項及び第5項の規定による発注の見通しに関する事項の公表並びに令第7条第1項から第3項までの規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表を公衆の閲覧に供することにより行うこととしたので、令第5条第3項（令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該閲覧に供する方法を次のとおり告示する。

1 閲覧の方法

令第5条第1項及び第5項並びに令第7条第1項及び第2項（第9号及び第10号を除く。）に規定する事項の公衆の閲覧は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとし、令第7条第2項第9号及び第10号並びに同条第3項に規定する事項の公衆の閲覧は、閲覧所を設けて閲覧に供する方法により行うものとする。

2 閲覧所の場所

令第7条第2項第9号及び第10号並びに同条第3項に規定する事項の閲覧に係る閲覧所の場所は、入札（随意契約を締結する場合にあっては、当該随意契約に係る見積書の徴収の事務）を執行する課所室とする。

3 閲覧所の閲覧時間

閲覧所の閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

4 閲覧所の定休日

閲覧所の定休日は、大仙市の休日を定める条例（平成17年大仙市条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

5 閲覧所の臨時休日等

閲覧所において、閲覧に供する資料の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設定、又は閲覧時間を短縮するものとし、その旨を当該閲覧所に掲示する。

6 閲覧所の閲覧料

閲覧所の閲覧は、無料とする。

7 閲覧所外への持出しの禁止

閲覧所において閲覧する者は、閲覧に供する資料を当該閲覧所の外に持ち出してはならない。

8 閲覧所の閲覧の停止又は禁止

次のいずれかに該当する者については、閲覧所において、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- (1) この告示に定めた事項に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 閲覧に供する資料を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者